

# 潟上市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成27年2月

潟 上 市



## (2) 定期的な合同点検

### ○合同点検の実施時期等

- ・市内の小学校通学路について1年に1回、合同点検を実施します。
- ・実施時期は、積雪時の危険箇所の把握も必要であることから、夏期と冬期を交互に行います。
- ・効率的・効果的に合同点検を行うため、学校安全推進委員会において重点課題を設定し、合同点検を実施します。

### ○合同点検の体制

- ・小学校ごとに、学校関係者、道路管理者、警察とその他必要と思われる者が参加する合同点検を行います。

## (3) 対策の検討

- ・合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、箇所ごとに、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策や交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など対策必要箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

## (4) 対策の実施

- ・対策の実施にあたっては、対策が円滑に進むよう、関係者間で連携を図ります。

## (5) 対策効果の把握

- 合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、
  - ・地域住民へのアンケートの実施
  - ・車両と歩行者の離隔を測定など、対策実施後の効果を把握するための手法を検討し、対策効果の把握を実施します。

## (6) 対策の改善・充実

- ・対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4. 公表の進め方

- ・小学校ごとの点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「要対策箇所一覧表」及び「要対策箇所図」を作成し、公表します。

### ①要対策箇所一覧表

### ②要対策箇所図

[通学路の緊急合同点検及び対策について\(都市建設課\)](#)